

令和元年度

第28回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和元年10月10日（木曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の貸借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条受理通知書の返納について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	農用地区域編入に係る意見について
議案第3号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について

出席委員（18名）

1 番 宇治田清治
2 番 山本 宏一
3 番 土橋 ひさ
4 番 有本 太一
5 番 曾根 光彦
6 番 坂東 紀好
7 番 吉中 雅三
8 番 湯川 徳弘
10番 岩橋 章

11番 和田 好夫
12番 藤井 高
13番 廣井 伸多
14番 辻本 傑
15番 吉川 松男
16番 大河内壽一
17番 山本 茂樹
18番 谷河 績
19番 中村 弘

出席職員

農業委員会事務局

局 長 東山 雅彦
課 長 奥谷 知彦
副 課 長 清瀧 篤樹
班 長 中川 拓哉
事務主査 中村 純也
事務副主任 殿元 輝之
事務副主任 稲垣 良典

農林水産課

課 長 佐々木茂彰
農政企画班長 前島 一仁
農政企画班企画員
前田慎太郎
農政企画班事務副主任
上野 宏武

13時00分 開会

◆東山局長 それでは、定刻が参りましたので、第28回農業委員会総会を開催いたします。谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） 去る10月2日に行われた研修会にご出席された委員の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございしました。また、総会后、農地問題調査研究小委員会を開催しますので、担当委員さん引き続きよろしくお願ひします。

ただいまより、第28回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は18名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る9月27日、坂東委員、大河内委員、山本茂樹委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、中村委員、宇治田委員にお願ひします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆中村主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、16件ありました。内容はNo. 7、No. 8は時効取得、その他は相続による所有権の取得です。

また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が1件ありました。なお、No. 1は解約に伴うもので、報告事項第18条第6項の通知No. 1と関連しております。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で3件ありました。なお、No. 1は報告事項賃借人名義変更No. 1及び議案第1号農用地区域除外No. 2と関連しています。また、No. 3は報告事項農地法第5条届出No. 15と関連しております。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 使用貸借権の解約通知につい

て、説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

使用貸借権の解約が1件ありました。

本件は、平成26年8月12日から5年間の使用貸借権を合意解約するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について、説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法施行規則第29条第16号に規定する認定電気通信事業の中継施設の設置についての届出で1件ありました。

No. 1申請地は、紀伊地区・・・、和歌山盲学校の・・・に位置しております。設置者は・・・です。・・・を設置することにより、地域の・・・の品質向上を図るため、転用するものです。なお、賃貸借設定です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で5件ありました。令和元年9月19日付、10月1日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で18件ありました。令和元年9月9日付、19日付、10月1日付で受理通知書を交付しています。

また、No. 12、13、16、17は開発許可済です。なお、No. 3は使用貸借権の設定で、No. 8は通行地役権の設定、No. 13は賃貸借の設定です。さらに、No. 9は5条返納No. 1と関連、No. 15は報告事項第18条第6項の通知No. 3と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第5条受理通知書の返納について、説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件については、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出に係る受理通知書の返納が1件ありました。

平成31年3月29日付で、届出を受理しましたが、当初の計画を変更し、譲受人が経営する会社が事業主となり転用するため返納するものです。なお、農地法第5条届出No. 9と関連しております。以上です。

報告事項 農用地利用配分計画の認可について、説明いたします。

◆稲垣事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より許可されたものです。面積は田が7,122㎡です。なお、令和元年9月20日付けで県知事による認可済みです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

議案第1号 農用地区域除外に係る意見について、提案いたします。

◆上野農林水産課事務副主任 番外、説明します。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、同法施行規則第3条の2の第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

お手元の資料、農用地区域除外参考資料（位置図）をご覧ください。全1件の申出があり、2ページに位置図を示しております。全1件、一括して説明させていただきます。

参考資料の3ページから7ページをご覧ください。3ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、紀伊地区、紀伊小学校の・・・に位置しております。青色で着色し示しております代替地とは、申出地以外で代替することができないか検討した土地のことを示しています。また、申出時に受領した代替地検討書を4ページに添付しております。5ページには、申出

地を四方から撮影した写真を、6ページには、農用地区域の広がり、7ページには、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。

・・・は、・・・年創業で・・・に本社があり、・・・、・・・及び・・・を中心に営んでいます。近年では和歌山市周辺の公共工事が増加しているとのことです。従業員は・・・名で、年間の売上は・・・円程度で、事業が好調であるとのことです。・・・は、事業が好調で既存施設では手狭であるため、・・・及び・・・を探していたとのことです。

申出地は、北側及び南側に里道、東側及び西側に水路に隣接した土地となっております。申出地を・・・の・・・が個人で買い受け、・・・に貸し付け、・・・及び・・・に開発する予定とのことです。結果として、・・・の事業の作業効率が上がり、本市産業の発展に繋がるための土地の有効活用ができるとの意向で除外申出に至りました。

以上の全1件について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる1号から5号までの要件のすべてを満たすと判断し除外を行おうとするものです。説明は以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1、No. 2につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので大河内委員さん報告願います。

◆16番（大河内壽一） 去る9月27日坂東委員、山本委員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。今、農林水産課から説明があったとおりでございますが、・・・が転用して、全部会社に貸し付けるということでございます。現況近隣には農

地がなく宅地などとなっていますので影響がないと思いますが、皆様の慎重な審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号に対する意見は、「やむを得ない」とさせていただきます。

議案第2号 農用地区域編入に係る意見について、提案いたします。

◆上野農林水産課事務副主任 番外、説明します。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、同法施行規則第3条の2の第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

お手元の資料、農用地区域編入参考資料（位置図）をご覧ください。全1件の申出があり、2ページに位置図を示しております。全1件、一括して説明させていただきます。

参考資料の3ページから6ページをご覧ください。3ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、東山東地区、東山東小学校の・・・に位置しております。4ページには、申出地を二方から撮影した写真を、5ページには、農用地区域の広がり、6ページには、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。

利用者は、・・・にあたります。現在・・・在住で、・・・と・・・の農地を耕作する農業者です。申出地は、今年まで水稻

を作付しておりました。今後は、申出地でレモンを新植し作付する予定であるとのことです。・・・は、・・・と取引があり、レモンの新植に際し、・・・が窓口として行っている・・・を活用する予定とのことです。・・・の補助対象地は、農用地区域であることが要件であるとのことです。・・・の活用を希望していることと、今後も長期に渡り農地として保全を続ける予定であるため、編入申出に至りました。

以上の全1件について、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第5号の要件を満たすと判断し編入を行おうとするものです。説明は以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号に対する意見は、「異議なし」とさせていただきます。

議案第3号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆稲垣事務副主任 番外、説明します。

机上で対象農地の写真を配付しておりますので資料1をご覧ください。

本件は、和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があります。借受予定者から証明願がありました。対象農地は田のみで面積は・・・㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。なお、対象農地については議案第6号No. 78で利用権の設定を上程しております。以上

です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で4件ありました。No. 1からNo. 9については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので、併せてご覧ください。

No. 1申請地は、直川地区・・・、直川小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10h

a未満のため第2種農地に該当します。

当該申請地は非常に荒廃しており、営農を継続することが困難とのことです。付近の土地への影響も少なく、日照時間も長く最適な土地であることから・・・へ転用しようとするものです。

No. 2申請地は、西和佐地区・・・、岡崎前駅から・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。申請者は、・・・を営んでおりますが、近年、・・・に参入し、和歌山市全域で展開しているとのことです。当該申請地は、周囲を宅地で囲まれており、営農を継続することが困難とのことで、土地の有効利用をするため・・・へ転用しようとするものです。また、賃貸借権の設定です。

No. 3申請地は、三田地区・・・、三田小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は、現在、・・・に居住しておりますが、・・・の面倒をみたいとの意向もあり、・・・に近い当該申請地を・・・へ転用しようとするものです。また、開発許可申請中です。

No. 4申請地は、東山東地区・・・、山東駅から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は、現在、・・・に居住していますが、子供の成長と共に手狭になってきたため、・・・に近く、耕作地も近い当該申請地を・・・へ転用しようとするものです。また、使用貸借権の設定です。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1につつまし

て、現地調査並びに事情聴取を行っていただきますので山本茂樹委員さん報告願います。

◆17番（山本 茂樹）

9月27日金曜日私と大河内委員・坂東委員・事務局と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。申請者は・・・に本社を置く・・・です。・・・は・・・を全国的に展開している会社です。

申請地は市内・・・合計面積・・・㎡で市街化調整区域の第2種農地にあたります。現在耕作放棄地となっています。申請内容は、・・・を行う為の農地転用と所有権移転の許可申請です。申請にいたった理由は、その土地の所有者が・・・で営農が不可能となっていて耕作放棄地となり隣接地に雑草等による悪影響を及ぼす事を理由に所有者から売却要望があり、当方の事業方針と一致することからこの申請にいたったとのことです。隣接農地等の同意も得ていますので、特に問題がないと思いますが皆様の慎重審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」
ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

No. 36、No. 37を先議とさせていただきます。吉中委員一時退席をお願いします。

◆中川班長 番外、説明します。

先議のため議案第6号No. 36、No. 37について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の再設定です。いずれも使用貸借権で、期間は3年、地目は田、面積は計1,050㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号No. 36、No. 37について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」
ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号No. 36、No. 37は可決と決定しました。

続いて、No. 36、No. 37以外について

◆中川班長 番外、説明します。

議案第6号No. 36、No. 37以外について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定です。再設定契約が72件、新規の契約が6件で合計78件ございました。貸借権が6件、使用貸借権が72件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。また、No. 69からNo. 74については農地中間管理事業での再設定、No. 75からNo. 78については利用権による新規の貸借権の設定、No. 79、No. 80については農地中間管理事業による新規の貸借権の設定です。面積は、田が161,141㎡、畑が9,535㎡、総面積が170,676㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が8件あり、面積は田が12,592㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号No. 36、No. 37以外について、説明が終わ

りましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号No. 36、No. 37以外は可決と決定しました。

その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございますので第28回総会を閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

13時40分 閉会